

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算受託契約の解約の報告)</p> <p>第37条の7 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約(第5号に掲げる解約を除く。)</p> <p>当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。</p> <p>(4) 非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務についての期限の利益の喪失事由に該当したことによる解約</p> <p>当該解約を行おうとする日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。次号において同じ。)までに報告を行う。</p> <p>(5) <u>非清算参加者と他社清算参加者との間で有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めている場合において、当該条件に該当したことをもって非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約(以下「特例解約」という。)</u></p> <p><u>当該特例解約の意思の申し出を受けた後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。</u></p>	<p>(清算受託契約の解約の報告)</p> <p>第37条の7 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約</p> <p>当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。</p> <p>(4) 非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務についての期限の利益の喪失事由に該当したことによる解約</p> <p>当該解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。</p> <p>(新設)</p>
<p>(指定清算参加者を指定していない場合の措置)</p> <p>第55条の4 本所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合(指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例</p>	<p>(指定清算参加者を指定していない場合の措置)</p> <p>第55条の4 本所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合においては、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託を停止</p>

解約により指定清算参加者でなくなった場合を除く。)においては、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2・3 (略)

(特例解約が行われた場合の措置)

第55条の5 本所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合(指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合に限る。)においては、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消するため並びに信用取引に係る未決済勘定を解消するため必要とする限度において、本所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加者であった者は、非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの解消並びに信用取引に係る未決済勘定の解消を行う範囲内において、なお当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置)

第57条の2 本所は、非清算参加者である会員に対し、第55条の3の規定により、有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置(クリアリング機構の業務方法書第29条第5項又は第76条第5項の規定による債務の引受けの停止が行われたことによる措置に限る。)を行った場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの他の会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理

する。

2・3 (略)

(新設)

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置)

第57条の2 本所は、非清算参加者である会員に対し、第55条の3の規定により、有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置(クリアリング機構の業務方法書第29条第5項又は第76条第5項の規定による債務の引受けの停止が行われたことによる措置に限る。)を行った場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他本所が必要と認め

を行わせることができる。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成20年12月26日から施行する。

る整理を行わせることができる。

2 (略)